

浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する業務委託契約(建設工事関連業務委託を除く。)に係る特定業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 共同企業体が発注することができる業務(以下「対象業務」という。)は、次の各号に掲げる業務とするものとする。

- (1) 一般競争入札による業務。
- (2) その他市長が特に必要と認める場合。

(構成員の数)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条に定める物品購入等入札参加資格者名簿に登録された業者の組合せであること。
- (2) その他市長が特に必要と認める条件を満たす組合せの場合。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 対象業務に必要な条件を満たしている者であること。
- (2) 対象業務に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(出資比率)

第6条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、これによりがたいとき又は第3条ただし書の規定を適用するときは、市長は、別に出資比率の最小限度基準を定めるものとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者の要件)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(対象業務の指定)

第8条 対象業務は、市長が、業務の規模、内容等を勘案して指定する。

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札資格の申請)

第10条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 業務委託入札参加資格審査申請書
- (2) 共同企業体協定書の写し

(3) 使用印鑑届

(4) その他市長が定める書類

(資格認定)

第11条 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行うものとする。

(存続期間)

第12条 共同企業体は、当該業務の完了後残務整理等に必要な期間として3ヶ月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第13条 契約を締結した共同企業体は、契約の日から5日以内に共同企業体編成表(第1号様式)を市長に提出するものとする。同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附 則

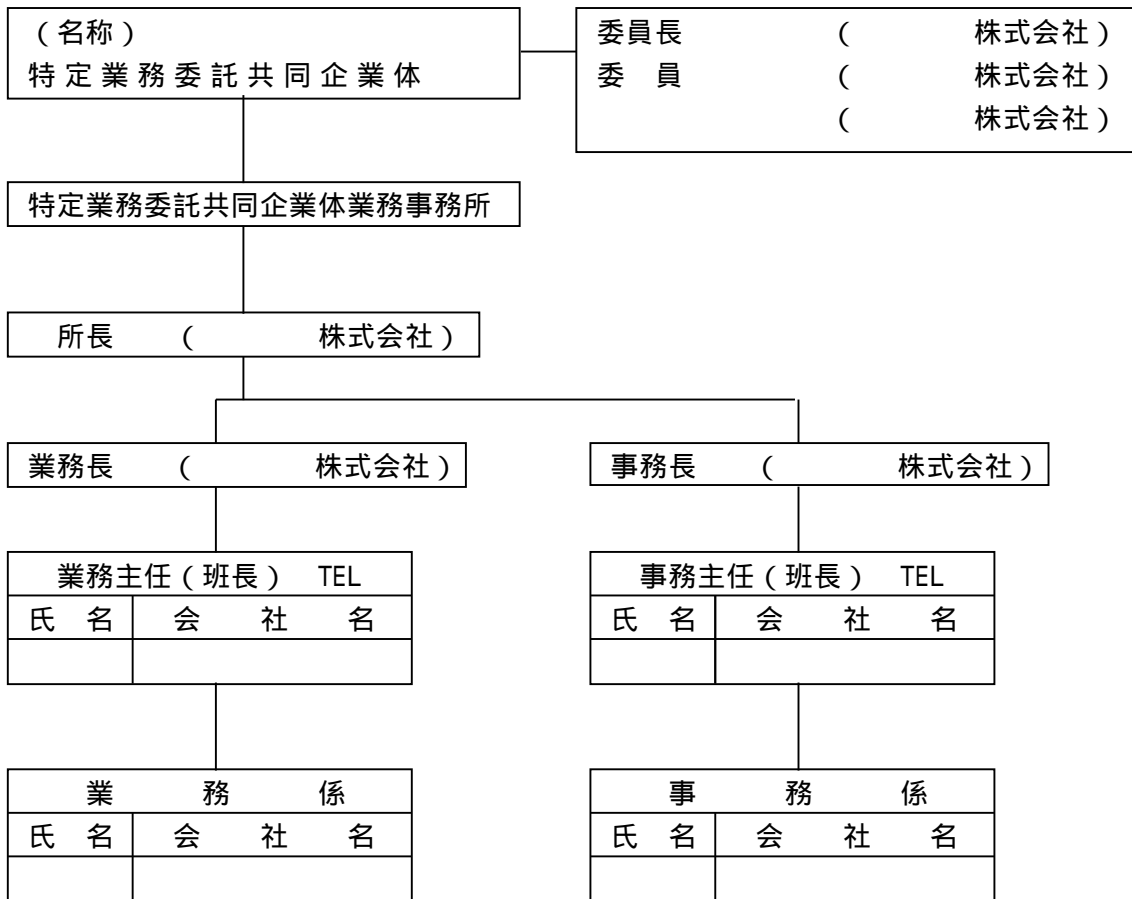
この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式(第13条)

特定業務委託共同企業体編成



(注)

- 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
- 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。

業務委託入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住 所
名 称
代 表 者

構成員 住 所
名 称
代 表 者

構成員 住 所
名 称
代 表 者

今般貴市所管に係る 業務の入札に参加したいので、特定業務委託共同企業体を
結成し、別冊 特定業務委託共同企業体協定書並びに指定の書類を添えて入札参加
資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違
ないことを誓約いたします。

特定業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 浜松市発注に係る 業務委託(以下「業務委託」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定業務委託共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後 月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

株式会社

県 市 町 番地

株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の業務に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社 パーセント

株式会社 パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の完了に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、業務委託の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、代表者の名義により設けられた別口、預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社外 社は、上記のとおり 特定業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役

株式会社
代表取締役